

報告

第3回入門 人道支援の国際基準から学ぶ

災害時の性暴力を考える

今だから、私たちが知っておきたい性暴力の防止と対応

岡本 菜穂子

開催日: 2023 年 12 月 3 日 (日)

登壇者: 尾立素子 (ADRA Japan)

福田紀子 (イエズス会社会司牧センター「旅路の里」)

進行: 岡本菜穂子 (グローバル・コンサーン研究所)

参加者: 18 名

はじめに

上智大学グローバル・コンサーン研究所は、災害時の人道支援を考えるきっかけとして、2022 年度から人道支援の国際基準であるスフィア基準を用いたスフィアプロジェクトをテーマとする企画を行なってきました。これまで紛争地や災害地での人道支援の活動において国際的な共通理解の基盤として普及してきたスフィア基準からスフィアの「人道支援の必須基準 (Core Humanitarian Standard/CHS)」9 つの柱を誰もが知る指針について、国内外で発生する紛争や災害現場で活動する支援者として考える機会を設けてきました。

2018 年の #MeToo 運動発端により世界各地で多くの性暴力加害者が辞任や解雇に追い込まれたことは記憶に新しいですが、性暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害を受けても黙っていた被害者たちがそれまで沈黙していた被害の経験を #MeToo をつけて次々ネット上に書き込み、集団的に声を出し始めた結果、性暴力・セクシュアル・ハラスメントがどれだけ社会に蔓延しているのかを気づかせてくれるきっかけになりました。日本においてもジャニーズ事務所の性加害事件をはじめ、政界人や芸能人による性暴力が #MeToo 以来、被害者の勇気とそれを支持する声によってマスコミを動かすなど、いままで声にならなかった被害の状況が次第に見え始めています。

しかしながら、日本では災害という非常事態において、阪神大震災や東日本大震災、熊本地震等で性暴力やセクシュアル・ハラスメントが起きても事件として報告されてきませんでした。その背景に「加害者も災害の被災者だから」という暴力の黙認を被害者に強いる風潮が強くなりました。

日本をはじめとする世界各地で認識された性暴力とセクシュアル・ハラスメントについて、特に災害被災地で起こる性的搾取と虐待に着目し国内外の被災現場で起こる、支援者から支援される人への性的搾取・虐待、そして支援する人の間で起こる性的ハラスメントを予防し被害者を保護するために、私たちは国際基準「PSEAH: Protection from Sexual Exploitation, Abuse and

Harassment」(性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護)について学ぶ必要があると考え、2023年度はセミナー国際基準「PSEAH」を企画しました。

なお、国内外の被災地においては、支援者から支援される人への性暴力に限らず、被災した地域・家庭における性暴力についても防止をすることが重要になっておりますので、そうした課題についても、本セミナーではグループ討議などにおいて考える機会をもちました。

本セミナーは、災害時の支援活動の中で起こる性暴力をなくすための「PSEAH」について学び、誰もが安心して、尊厳をもって生きることのできるコミュニティを「いつも」つくるために必要なことを参加者が考える機会として開催しました。

尾立素子さんセミナー資料

登壇者尾立素子氏より、第1部は性的搾取虐待ハラスメントからの保護(PSEAH)とは(スライド6)、PSEAHが重視されるようになった経緯(スライド8)、日本政府のPSEAHの取り組み(スライド9)が紹介された。続いて、国内外のPSEAHの事例紹介(スライド12,13,14,15)後、PSEAHの起こる原因、その防止と対応について事例のグループワークを通して参加者同士の意見交換が行われた(スライド16,17,18,19)。

第2部は性的搾取・虐待・ハラスメントを受けた(SEAH)の方々を支えるにあたっての支援を考えるきっかけの動画が紹介され(スライド2)、参加者がどのように性被害にあった人を支えていくかの意見を出し合い、被害者をどうサポートするか、参加者同士で検討した(スライド25,26,27,28,29,31)。

スライド1

上智大学グローバルコンサーン研究所 主催

「災害時の性暴力を考える 今だから、私たちが知っておきたい性暴力の防止と対応」
(PSEAH : Protection from Sexual Exploitation, Abuse and Harassment)



2023年12月3日(日) 13:00~16:00
ADRA Japan 尾立素子

スライド2

自己紹介

はじめまして！ ～自己紹介♪～

2

スライド3

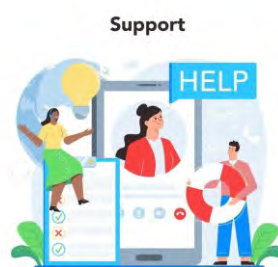
始める前に

あなたは一人ではありません…

この研修は人道支援現場で起こりうる性的不正行為について扱います。

そのため、つらい気持ちになるかもしれません。もしも、つらくなった場合に、ご無理をなさらずに退出いただいで大丈夫でございます。

気持ちが落ち着かず、誰かに相談したいと思った場合は、相談機関(参考資料1参照)にご連絡いただくこともできます。



3

スライド4

研修内容

1. 性的搾取虐待ハラスメントからの保護（PSEAH）とは
2. PSEAHが重視されるようになった経緯
3. 性的搾取虐待（SEAH）の事例（日本&海外）
4. SEAHが起こる原因は？ 防止と対応について：グループ・ワーク
5. SEAHの被害者の方々を支えるにあたって：グループ・ワーク
6. まとめ・質疑応答

4

スライド5



国連・NGOが提供する支援は無償です。

支援者が支援と引き換えに性的行為を求めたら、通報してください。

支援者は被災者の尊厳を守り敬意を払って支援に従事する義務があります。

支援者が不適切な行為を行った場合に、被災者は安全に通報することができます。

ポスター資料のリンク：UNHCR (2021)
<https://data2.unhcr.org/fr/documents/download/84028>

Protection from Sexual Exploitation and Abuse
 Lebanon PSEA Network

Reporting abuses in humanitarian aid will not affect your access to services.
 To report, call the national helpline numbers hosted by Aboad: 03882595 | 81696575

スライド6

1.性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護（PSEAH）とは

【PSEAHとは何か】

国際人道開発支援の分野において、組織の職員や関係者による性的搾取・虐待、ハラスメントから、人々を守るために講じられた対策を指して用いられます

【SEAHの定義】

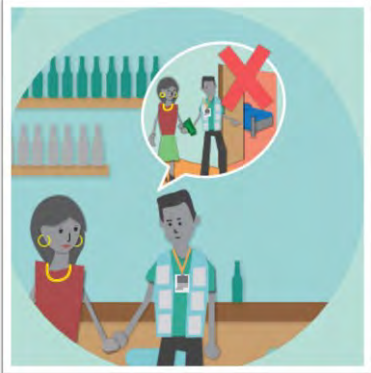
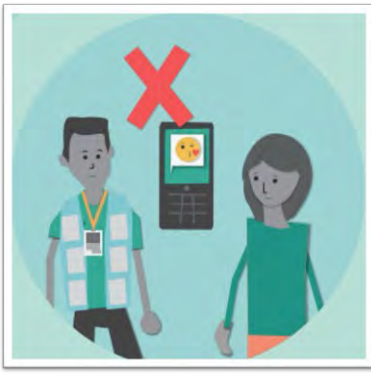
性的虐待とは開発人道支援者から受益者・地域住民などの対する性的な身体への危害（もしくは脅し）を指します。

性的搾取は開発人道支援者から受益者・地域住民などに対して、支援物資・金銭・食べ物・仕事などを引き換えに性的見返りを求めるものです。

性的ハラスメントは職場において性的な発言・行為により相手を不快にさせる行為です。直接に特定の人への行為がなくとも、職場の雰囲気を変えて不快にするといったことも該当します。

スライド7

PSEAH (性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護)
国際人道開発支援の分野において、組織の職員や関係者による性的搾取・虐待・ハラスメントから、人々を守るために講じられた対策を指して用いられます


スライド8

2. PSEAHが重視されるようになった経緯

Aid workers in food for child sex scandal

Aid workers for more than 40 agencies in west Africa have been involved in extensive sexual exploitation of refugee children, offering food rations in return for favours, a disturbing report compiled by leading aid agencies has found.

Children interviewed by the UNHCR and Save the Children in refugee camps in Liberia, Guinea and Sierra Leone for the report accuse not just aid workers of sexual abuse, but claim they have also been exploited by UN peacekeepers and community leaders.

The internal report - commissioned by the agencies in response to concern over numerous reports of child abuse by aid workers - says that in all three countries the workers used "the very humanitarian aid and services intended to benefit the refugee population as a tool of exploitation".

Guardian(2002)
<https://www.theguardian.com/society/2002/feb/27/voluntarysector>

2002年に西アフリカの難民・避難民など脆弱な児童が性的搾取・虐待の被害に遭った。この事案の後、人道支援機関は、PSEAHに取り組むようになる。

Tuesday, 26 February, 2002, 22:33 GMT

Child refugee sex scandal



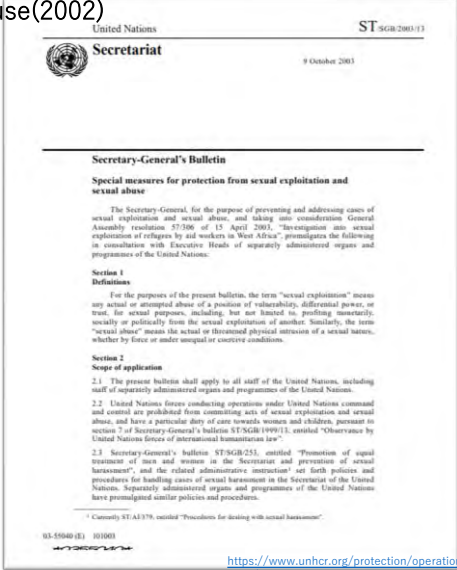


Children are among the most vulnerable

BBC(2002)
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/africa/1842512.stm>

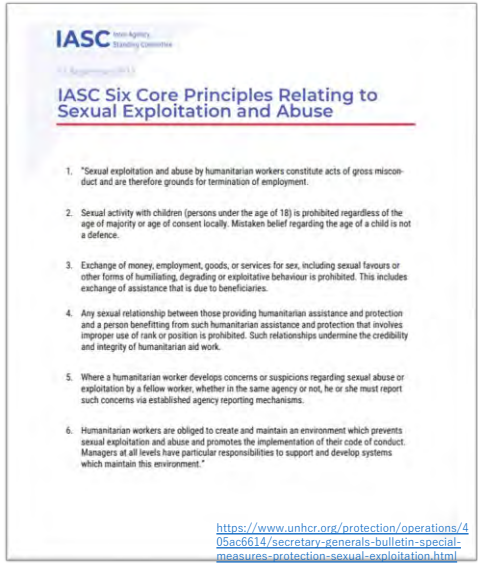
スライド9

国連事務総長告示 (2003)
Abuse(2002)



<https://www.unhcr.org/protection/operations/405ac6614/secretary-generals-bulletin-special-measures-protection-sexual-exploitation.html>

IASC Six Core Principles
Relating to Sexual Exploitation and



<https://www.unhcr.org/protection/operations/405ac6614/secretary-generals-bulletin-special-measures-protection-sexual-exploitation.html>

スライド10

2018年: 英NGO職員によるハイチでの性的搾取事案



Guardian 2018. <https://www.theguardian.com/world/2018/jun/15/timeline-oxfam-sexual-exploitation-scandal-in-haiti>

2018年: 10月18日に世界セーフガーディングサミット開催



Guardian(2018) <https://www.theguardian.com/global-development/2018/oct/18/penny-mordaunt-confronted-on-stage-by-protester-over-failings-on-aid-sex-abuse>

スライド 11

日本政府のPSEAHへの取り組み

**国際援助分野における性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント対策のための
ドナー・コミットメント**

はじめに

性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント¹は、社会及びジェンダーに関連する不平等に結びついた力の不均衡に起因することが多い。これらの行為は、人権の侵害又は蹂躪に相当し得、社会の中の最も脆弱な構成員がしばしば標的になる。人道的に問題がある状況又は脆弱で紛争の影響下にあるような状況において、力の不均衡が特に深刻になり、避難民には頼れる手段が無い。このリスクは更に高まる。このような状況の下では、女性、子ども、障がい者が最も脆弱な立場に置かれる恐れがある。

いかなる性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントも容認され得ない。我々が資金を提供する事業の受益者、被雇用者、同僚又は救済隊員のいずれであるかを問わず、我々は「ゼロトレランス（不寛容）」のアプローチを取る。すなわち、各組織の合意された手続に従ってあらゆる申立てに対処するアプローチである。我々のパートナーも同様のアプローチを取ることが期待される。

我々は、援助分野のあらゆる関係者の高潔性と可能な限り高い行動規範を促進するべく、文化、価値観、事業計画及び説明責任に関して必要な変化を実現していくことを決意する。すなわち、我々は、別途の記載のない限り、このコミットメントは我々に対して適用されるとともに、我々から資金提供を受けているパートナーに対しても適用されるものと考える。

MoFA <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikei/oda/files/000488695.pdf>

性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH）撲滅に関する取組み

昨今、国際的な潮流ともなっているSEAH撲滅のため、JICAはゼロ・トレランスの姿勢で、対応の強化を進めています。上記掲載の「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」にも、性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH）に係る禁止事項等が記載されています。

● [性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントの撲滅に向けて（理事長メッセージ）](#)

JICAは、JICA事業を実施する中で発生したSEAH及び各種ハラスメント事案への早期対応のため、被害を受けた方又は被害を見聞きした方からの通報・相談を受け付けています。情報は、以下のアドレス宛にEメールでお寄せください。その際、関連事業の名称（不明であれば事業内容）と、問題となる行為の具体的な情報（SWIH）を含めてください。情報の漏れを防ぐため、受付用紙を用意しております。よろしければご利用ください。

● [受付用紙（PDF/107KB）](#)、[（Word/23KB）](#)

・外部向けSEAH事案等相談窓口（メール）：report_misconduct@jica.go.jp

お寄せいただいた情報は、事実確認、事案対応及び再発防止に必要な範囲に限って活用し、これらの目的外の利用はいたしません。また、原則として外部への開示はいたしません。事実確認及び事案対応のために第三者への情報開示が必要となる場合は、被害者の同意を得た上で、対応いたします。匿名による通報も受け付けますが、被害者又は加害者が特定できない場合は、事実確認や事案対応が困難となる可能性があります。

JICA https://www.jica.go.jp/about/corp_gov/compliance.html

2019年11月にJICA理事長がPSEAHに取り組むこと
の意思を表明し、2020年に倫理ガイドラインでPSEAが
含まれるようになった。2022年よりNGO連携無償支援、
Japan Platformなどの助成金においてもPSEAHを
行うよう求められるようになっている。

11

スライド 12

3. SEAHの事例（日本&海外）



WHO・他 NGOの医者・職員
による73人の現地女性の性的
搾取被害の事実が明らかにな
った。2018-2020エボラ対
応事業においての出来事であ
った。

DW, WHO report finds 80 alleged
abuse cases in DRC Ebola
mission, 09/28/2021,
[https://www.dw.com/en/who-finds-80-
alleged-sexual-abuse-cases-during-
ebola-work-in-democratic-republic-of-
congo/a-59338187](https://www.dw.com/en/who-finds-80-alleged-sexual-abuse-cases-during-ebola-work-in-democratic-republic-of-congo/a-59338187)

12

37

スライド 13

日本の災害支援現場での性的搾取虐待、セクシャルハラスメント

東日本大震災2011年3月：対価型の性暴力：

・夫が震災で死亡し、娘と避難する女性に避難所のリーダーが「大変だね。タオルや食べ物をあげるから夜、〇〇に来て」と性行為を強要した。

対価型の暴力

支援と引き換えに、性行為などを求める

環境不整備の状況での暴力

夜に布団に入ってくる

盗み撮り

子どもへのわいせつ行為

(女性は「嫌がったらここにいらなくなる。娘に被害が及ぶかもしれない」と応じざるを得なかった)

・津波で家族が行方不明になった20代女性に、避難所で物資の搬入や仕分けに関わっていたリーダー格の男性が、支援物資を融通することをほのめかして性的関係を強要した。泉谷,2021,避難所で性行為を強要、DVが悪化…被災地であった女性への暴力その後【東日本大震災】

ハラスメント事例：被災地支援にあたっている男性職員が同僚の女性職員に、車で一緒に移動している際に、あからさまな性表現を含む言葉でのハラスメントをはたらいた。

(20代女性)

参照：東日本大震災女性支援ネットワーク,2015,「東日本大震災『災害・復興時における女性と子どもへの暴力』に関する調査報告書」

<http://risetotogether.jp/wp-content/uploads/2015/12/bouryokuchosa4.pdf>

13

スライド 14

日本の災害支援現場での性的搾取、セクシャルハラスメント

障害者、LGBTQ+の人たち、子どもたちが被害にあうことが多い。

【2016年4月：熊本地震：子どもの性被害】

熊本県内の指定避難所。家族から離れた場所で寝ていた10代少女の布団にボランティアの少年が潜り込んだ。少女は服を脱がされ、体が固まった。助けを求める声を出せず、恐怖と痛みに耐え続けた。

(「娘の傷は一生消えない」避難所での性被害の闇 把握10件、相談できず潜在化も」西日本新聞 2018)

【障害を持つ女性が抱える複合的困難と性被害】

・避難生活のなかで性暴力がおこるおそれがあり、とくに障害をもつ女性は暴力から逃れるのが困難なことがある。

性暴力の防止対策、被害があった場合の相談・支援体制を用意する。

・着替え・トイレ・入浴は、女性による支援の徹底が必要。

DPI女性障害者ネットワーク(2011) あなたのまわりにこんな方がいたら https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_32/pdf/s1-12.Pdf

【LGBTQ+の方々の性被害も不可視化しやすい】

・性被害に遭って、相談した弁護士から傷つく言葉を言われた。(東京新聞(2023))

性暴力被害者は「女性」だけじゃない…LGBTQへの無理解が2次被害を生む <https://www.tokyo-np.co.jp/article/257339>

・LGBTなど性的少数者の約38%が、レイプやセクハラなどの性被害経験を持つ (東京新聞 (2021))

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/76934> (日本の人口の13人に一人がLGBT 7.6%)

14

スライド 15

・日本に入国したウクライナ避難民について客の接待を伴うキャバクラや風俗店などで働くことはできないが、そういった店で働く避難民の女性がいたことが問題となっている。搾取・人身売買の危険があり注意が必要。

読売新聞(2022) [ウクライナ避難民の女性3人、接待伴う飲食店勤務で注意喚起…法相「支援に努めていく」](#)

・外国人技術研修生はセクハラ被害（お尻を工事現場で触られたり、性的なことを言われる）にあっても相談先を知らなかったり、受け入れ企業が弁解して逃れようとする。

[NHK（2021）届かないSOS 外国人労働者への性暴力【vol.119】](#)

・ジェンダーの規範

・障害や言葉の難しさから支援を求められない

・外国人・避難民であり弱い立場にある

・LGBTの人たちが性的暴力の被害にあっても支援を求めにくいことがある

[性暴力被害者支援看護師（SANE＝Sexual Assault Nurse Examiner）の長江美代子さん](#)

★「災害でストレスがかかり、弱い者に支配欲を向ける。普段からその傾向がある人は拍車がかかる。中高年女性なら恥ずかしくて言わないだろう、子どもが言っても信用されないだろうと、見過ごされる状況を知った上で加害に及ぶ」と話す。

★「災害時にそんなことをするはずがない、という社会の認識がある」とも指摘。実際に1995年の阪神大震災時には、被害を訴える声に「デマだ」といった批判が起き、長らく被害が語られなかったという。

[東京新聞\(2023\) 災害時の性暴力を防ぐために 困窮女性や子どもが狙われる「対価型」 避難所は女性リーダーが不可欠です](#)

スライド 16

4. SEAH(性的搾取虐待ハラスメント)が起こる原因は？ 防止と対応について:グループ演習

グループワーク 40分

・事例1. 事例2 を読んでください

・それぞれの事例について5個の質問に答えてください

発表・意見交換 20分

スライド 17

【証言1：美穂】

数年前に離婚し小学1年生の娘と暮らす女性、美穂。半年前に西日本を襲った大地震の後は仮設住宅で暮らしています。元夫からの養育費の支払いも震災後に途絶え、生活に困っています。パートで勤務していたスーパーが不景気のため閉店し、仕事もなくなりました。

職探しは難航しています。ある日、仮設住宅の管理を行うNGOの男性職員から、事務を補佐する人を募集しているといわれました。

・その男性は仕事の話をしに、あなたの家に行ってきました。そしてあなたの手を握り、今度食事をしようと言いました。あなたは断りましたが、その後も数回その男性からメールや電話がありました。

・そのうち勝手にまた家に来るのではないかと心配になり、地域支え合いセンターに相談することになりました。仕事はなくてもいいので、とにかく、自分と娘を守りたいと思いました

あなたの証言	地域支え合いセンターの受付であなたは緊張しています。
センターでは、普段からあなたが信頼し相談をしている女性の支援相談員Aさんが面接室で待っていました。あなたは、NGOの男性が何度も連絡してくることに、いつか家に勝手に入ってくるのではないかと、怖くてしょうがないことを伝えました。	Aさんは「それ大変でしたね。美穂さん、そのNGOの男性にメールや電話をやめて欲しいと伝えましたか？」と聞きました。 あなたは怖くて、そんなことできないと伝えました。
	Aさんは「私達から男性に連絡をやめるよう伝えましょうか？その男性といつも仕事をしている相談員Bさんなら、注意できますよ」と言います。 あなたは、男性からの逆恨みが怖いので、できれば他の仮設へ引っ越したいと伝えました。
	するとAさんは、「そこまで心配しなくて大丈夫。あのNGOには親切な人達が多いし、きちんと伝えればやめてくれますよ。私たちから伝えますから、心配しないでくださいね。」と言いました。 それでもあなたは心配です。

質問

- 1.この事案について、NGOの職員の男性の行動はどういった行為に該当しますか？
2. あなたが美穂さんだったら、どのように感じますか？
3. Aさんの対応は適切ですか？もしくは改善の余地がありますか？
4. 上記について、あなたの回答の理由を教えてくださいいただけますか？
5. こういった事態にならないためには、どんな対策がなされるとよいと思いますか？

17

スライド 18

【証言2：シンジ】

昨年の東日本豪雨で、父を亡くし、母親と暮らす小学3年生の男児です。学校の後には、母親が帰ってくるまで、NGOが運営する子ども放課後教室で宿題をすませ、近所の太郎君とゲームをしてから17時頃に家に帰ります。

あなたは、太郎君が、子ども放課後教室の男性職員A先生からわいせつな行為を受けていることを知っています。なぜなら、その職員は太郎君がトイレに行くときに一緒に同行して、30分くらい教室に戻らないことがあったからです。あなたは変だと思ったので、トイレに様子を見に行き、職員と太郎君が同じトイレの個室に入っていたことを知りました。

あなたは、心配で仕方なく、太郎君が戻ってきてから、なぜA先生と一緒にトイレにいたのか聞きました。

「太郎君、トイレでA先生と何していたの？」と聞きます。 太郎君は「先生からズボンとパンツを脱いでと言われて脱いだの」といいました。 あなたは「なんで脱いだの？」と聞きました。	太郎君は「先生に言われたから脱いだだけ。怒られたら怖いから」と言いました。 あなたは、続けて「脱いたら先生はどうしたの？」と聞きました。 太郎君は「先生は、触って喜んでたみたい」と言いました。その後で「シンジ君、このことは内緒にしてください」と付け加えました。	太郎君は、少し怖がっているようだったので、とても心配になりました。 太郎君も、お父さんがいません。お母さんが仕事から帰るまで、いつも太郎君と一緒に、放課後教室にいます。太郎君のことを弟のように感じています。 だから、余計に心配になりました。	その翌日に、あなたは、学校の保健の時間に、プライベートゾーンのことを知りました。 保健の先生は、プライベートゾーンは人に見せたりしないし、人のプライベートゾーンに触ったりはいいと言いました。 その時、あなたは、放課後教室のA先生が、太郎君のプライベートゾーンを勝手に触ることも、いけないことだと思いました。でも、A先生が怖いので、どうすればよいのかわかりません。
---	--	--	---

質問：

- 1.この事案において、職員Aの行為はどのような行為にあたりますか？
2. なぜ職員Aはこういった行為をしたのでしょうか？
3. なぜ太郎君は内緒にしてとお願いしたのでしょうか？
4. あなたが、もしもシンジの立場だったら、どんな行動をとりますか？
5. こういった事態にならないように、どんな対策がとられるべきでしょうか？

18

スライド 19

演習のまとめ：性的搾取、虐待、ハラスメントが起こる原因・課題解決のための対策

【力の不均衡の問題】

支援者者・受益者

雇用者・被雇用者

男性と女性

大人と子ども

障害者、外国人、高齢者、LGBTQ+



【経済・社会的繋がりなどの生活保障の脆弱性】

避難所でしか暮らせる場所がない（性暴力があっても我慢）

収入が必要なので、セクハラも我慢する（職場でセクハラを受けても我慢）

“平常時から取り組むことが大切”

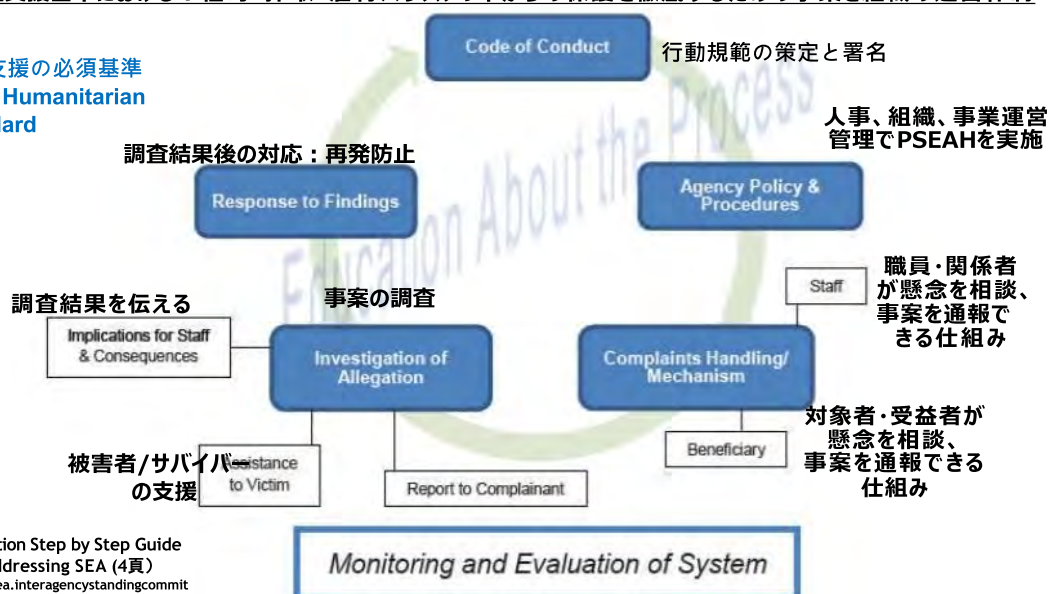
ジェンダー、属性などに基づく差別をなくし、弱い立場の方々の権利・機会を保障する

19

スライド 20

国際人道支援基準における：性的・搾取・虐待ハラスメントからの保護を徹底するための事業と組織の運営体制

人道支援の必須基準
Core Humanitarian
Standard



Interaction Step by Step Guide
to Addressing SEA (4頁)
<https://psea.interagencystandingcommittee.org/sites/default/files/InterAction%20Step%20by%20Step%20Guide.pdf>

20

スライド 21

対策例

誓約書の準備

出典 [東日本大震災女性支援ネットワーク\(2012\)「こんな支援が欲しかった!～現場に学ぶ、女性と多様なニーズに配慮した災害支援事例集」31頁](#)



21

スライド 22

対策例4 相談所などの案内の配布

災害時における女性に対する暴力（DV・セクハラ）の被害者に対する支援 - 東京都大田区 237

避難所に変更する場所がないので
更衣室をトイレ代わりに使うことは
のぞかれた。その更衣室を使っても
見張られてきたように（13～16歳女子）

避難所内で成人男性がオスとして言われた。
トレスまでした。母親もオスとして言われた。
母親もオスとして言われた。

加害者が避難所に入られなくてもいい。（6～12歳女子）

男子が同じ避難所にいる男性に
はなりの行為をされた。

避難所内で夜になると
男の人がおちついてくる。

授乳しているの男性に
とけ見られた。

妻が、避難所の敷地に入れた母親を
襲った（中絶）。加害者が避難所
から出てもらったままだった。その前に

「若いから仕方ないね」
と見て見ぬふりをして助けてくれた
（20代女性）

避難に連れ戻した
運命の恨めが言われた。
その後、採入ペースが遅れた。
（30代女性）

加害者が避難所を出た。

（6～12歳男子）

避難所・避難先では

**困っている女性や子どもを狙った
性的被害・性暴力、DVなどが増加します**

東京都大田区女性ネットワーク調査書 2015「東京都大田区「災害・避難における女性子どもへの暴力」に関する調査報告書より

自分を大切にしてください

周囲の目と支えがたよりです

単独行動はしない
ようにしましょう！

性的な嫌がらせやせたいすらなど
尊厳を傷つける行為も犯罪です

被害をうけたら相談を！

見ないふり・知らないふりをせず
助け合いましょう

ストレスをためず
不安な気持ちも声
に出しましょう

相談機関

※相談は無料です。秘密は守られます
※受付時間は状況により変化する場合があります。ご了承ください

熊本市D V相談専用電話 ☎96-344-3322

熊本県被害者のためのサポートセンター
ゆあざいどくもと ☎96-386-5555

熊本県女性相談センター（DV相談）☎96-381-7110

熊本県女性総合相談室 ☎96-355-2223

中央区福祉課

西 区 ☎96-328-2301

南 区 ☎96-329-5403

西 区 ☎96-357-4129

（相談係専用）

北 区 ☎96-272-1118

熊本県警察本部サービス 110 番 ☎0120-834-81 東京都 ☎96-384-1254

出典：熊本市避難所・避難先では困っている女性や子供を狙った性被害・性暴力、DVなどが増加します

22

スライド 23

出典：子ども情報ステーション(2020)
「安心してすごせる避難所のために」
<https://kidsinfost.net/2020/02/11/safety/>

23

スライド 24

5. SEAHの被害者の方々を支えるにあたって



性暴力被害者が語る 必要な支援は

KSB瀬戸内海放送 <https://www.youtube.com/watch?v=eJyT7cc5OE8>

24

スライド 25

5. PSEAHの被害者の方々を支えるにあたって

- ▶ ビデオをみたあとに次について話してください
- ▶ (1) ビデオをみて一人ずつ印象に残ったことをポストイットに書いてください (一人2個以上)
- ▶ (2) どのように性被害に遭った人を支えていくのが大切だと思いますか？アイデアをポストイットに書いてください。(一人2個以上)

25

25

スライド 26

5. 周囲の人は被害者をどうサポートするか

- 被害者にとって、安全・安心な場所を見つける
- 被害を軽く見たり、疑ったりしない
- 気持ちを丁寧に聞き、否定しないでそのまま受け止める
- 「あなたが悪いのではない」と繰り返し伝える
- ケアを焦ってアドバイスしたり説教したりしない

言ってはいけない言葉

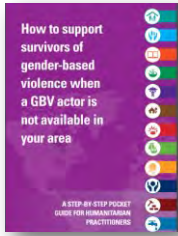
「なぜすぐに言わなかったの?」「どうして?」「(問い詰めるような言い方や聞き方)
 「あなたが不注意だった」「あなたも悪かった」(被害者を責める言葉)
 「命まで奪われなくて/この程度で済んで良かった」「傷はないね」
 「犬に噛まれたと思って早く忘れた方が良い」「時間が解決する」
 「あなたなら大丈夫」「あなたなら絶対できる」「頑張って!」(安易な励まし)
 *こうした言葉は被害者にさらにショックを与え、二次被害*につながります。

※二次被害とは、被害を受けた後に、周囲の様々な人の言動によって、被害者がさらに傷つけられることです。上記のような言葉の他に、様々な場面で何度も被害内容を繰り返し説明させられたり、周囲の人々のうわさ話や SNS での誹謗中傷、報道によるプライバシー侵害を受けたりすることも、二次被害につながります。

奈良県性暴力被害者サポートセンター
 , 「あなたに伝えたいこと」p4.

26

スライド 27



IASC(2015)
<https://gbvguidelines.org/en/pocketguide/>
 IASC 2015年発行：
 ジェンダーに基づく暴力の被害者を支えるためのポケットガイド

性暴力の被害者が、相談所にやってきたとき、相手に伝える言葉の例：

- (1) とてもつらいようですが、病院にいきたいですか？
- (2) ここで話してよいでしょうか？もしも、別の場所の方が落ちついて話せるなら、部屋をかえましょうか？
- (3) お水をおもちしましょうか？ どうぞ席に座ってくださいね。
- (4) どのようにご支援をしましょうか？
- (5) お話してくれたことは、あなたのご了承がない限り、決して他の人に伝えません。
- (6) 私はカウンセラーではないですが、私が知っている支援内容についてお伝えしますね。



スライド 28

4. 回復へのプロセス (※イメージ図)

心の回復のためにたどる道も回復イメージも、人それぞれです。
 不安定な状態は少しずつ改善しますが、時間がかかることがあります。
 焦らないで、自分のペースでケアして行きましょう。

奈良県性暴力被害者サポートセンター
 , 「あなたに伝えたいこと」 p4.

スライド 29



ALSOK HP: <https://www.alsok.co.jp/person/recommend/1100/>
被害者サポートセンター岡山VSCO <http://vsco.info/kodomogaseihigai.html>

スライド 30



ALSOK HP: <https://www.alsok.co.jp/person/recommend/1100/>
被害者サポートセンター岡山VSCO <http://vsco.info/kodomogaseihigai.html>

スライド 31

被害者／サバイヴァーを中心としたアプローチ
Victim と Survivor :

「被害者 (victim)」は、是正を 求めるべき不正行為の被害者を意味し、法的保護 を必要とする意味合いを持っている。

性的搾取・虐待を現在受けている、または過去に受けた人。「サバイバー (survivor)」には、強さ、レジリエンス回復力、生き延びる能力という意味が込められている

SEAHの危害を受けた人は、その人個人の経験を説明する際に異なる用語を選ぶ可能性があるので、サバイバーと被害者両方の用語が使用されることが多い。

参照：PSEAH ハンドブック：<https://www.japanplatform.org/PSEAH-Handbook.pdf>

31

スライド 32

被害者／サバイヴァーを中心としたアプローチ

UNHCR 性的不正行為への対応における被害者中心アプローチに関する方針（2020年12月）

被害者中心アプローチとは？

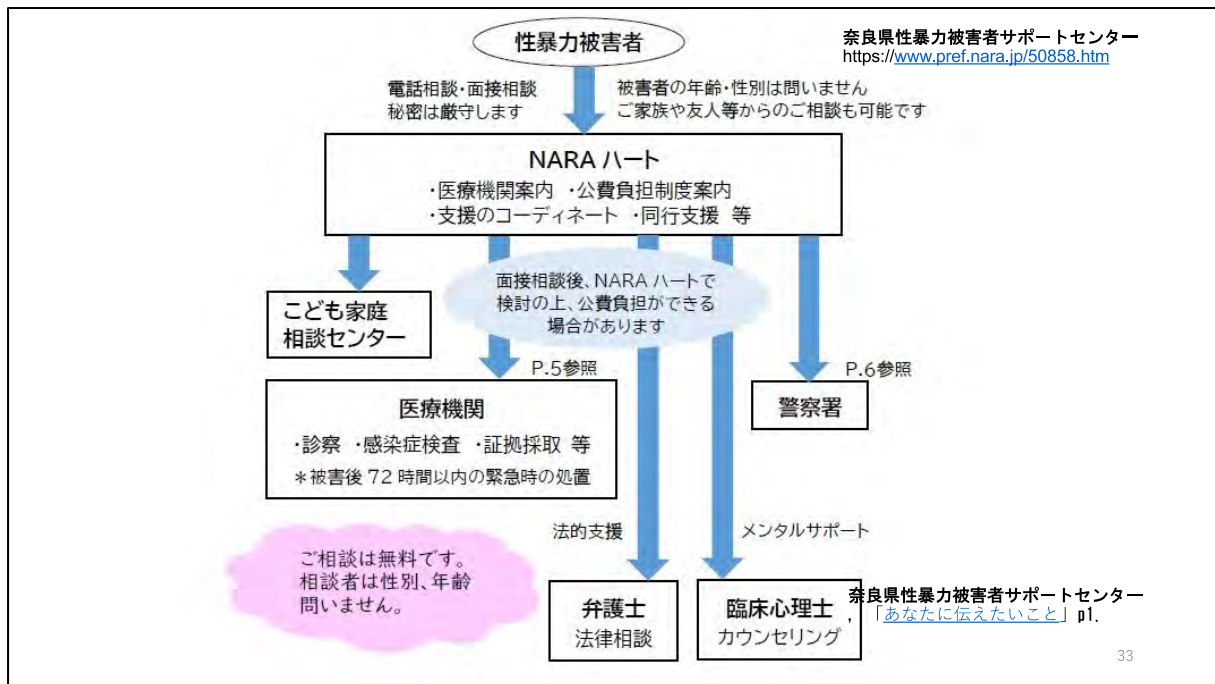
被害者との関わり方のこと：

被害者の声に耳を傾けることを優先し、再トラウマ化を避け、被害者の安全、権利、幸福、表明されたニーズ、選択に体系的に焦点を当てる。そうすることにより、可能な限り被害者にコントロールを戻し、共感的かつ丁寧な方法でのサービス提供や、価値判断をせずに伴走することを確かにする。



32

スライド 33



スライド 34

災害があっても たれもが尊厳をもって生きのびられるように

にじいろ防災ガイド

ポイント

- 被災者は「尊厳ある生活を営む権利」と「援助を受ける権利」があります。また、「被災者」として扱われることが一人ひとり多様であり、必要なのは望む支援は異なります。
- 「LGBT」や「セクシュアルマイノリティ」とひと括りに書いていますが、望む支援は一人ひとり異なります。自分が「LGBT」や「セクシュアルマイノリティ」の当事者であることを他者に知らせるかどうかは、個人の選択です。だれにも知られたくない人、知られた人には知らせている（あるいは知らせたいと思う）人などさまざまです。支援を届けようと思うことがないよう十分注意してください。
- 災害が起こる前からの備えや関係者間のつながり

災害の段階ごとの困りごとと対応策

災害の段階ごとに困りごとと対応策をまとめました。「災害直後・避難期」に挙げた困りごとを「復旧・復興期」に経験することもあります。対応策はひとつのご提案です。

困りごと	対応策
同性パートナーや家族と連絡が取れない。	災害が起きたら、まずは自分の身をとりまわす。大きな災害が起きたときは、災害用伝言板などのサービスが使えるようになります。このサービスを利用するには、災害を発生した人の電話番号の入力が必要です。緊急時に連絡を取りたい人は、ふだんから連絡先を確認しましょう。災害時の安全な待ち合わせ場所を決めておくのもよいでしょう。
避難所で記入を求められた性別を性別に選択する際、性別の性別を希望する性別に選択する。避難所では性別を希望する性別に選択する。	避難した際に一貫して記入するのではなく、個別に記入できるように用意しておきましょう。性別欄は任意欄とし、自由記述欄にしましょう。
避難所でも性別に記入を求められたい。同性パートナーと別居できた。プライバシーが保たれるの心配。	「セクシュアルマイノリティ」に限らず、被災者にとってプライバシーが守られる環境は避難生活での安心につながります。関は切りを留意しましょう。

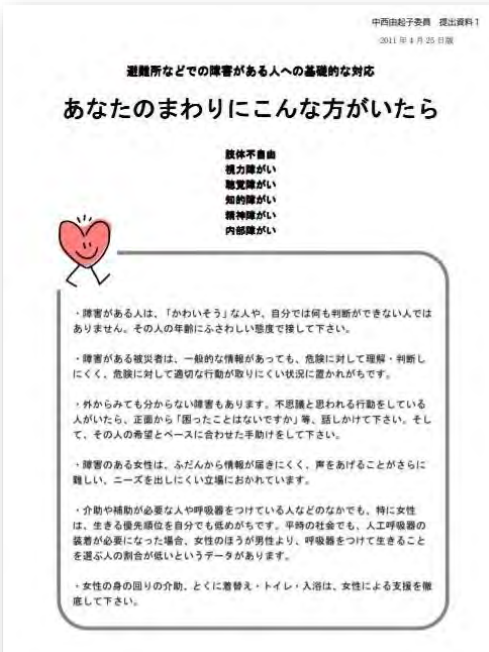
〇避難所では、どんな暴力も差別も許さないことを、明言し、掲示しておいてください（性による差別、子ども、高齢者、障害者、外国籍住民、LGBTの方などへの差別をしない）。

〇避難所では対応できない問題が発生した場合に、本人が相談できる相談窓口を掲示しておいてください。

出典 〇岩手県レイボー・ネットワーク（2016）「にじいろ防災ガイド」

34

スライド 35



避難所などでの障害がある人への基礎的な対応

あなたのまわりにこんな方がいたら

身体不自由
視力障がい
聴覚障がい
知的障がい
精神障がい
内部障がい

- ・障害がある人は、「かわいそう」な人や、自分では何も判断ができない人ではありません。その人の年齢にふさわしい態度で接して下さい。
- ・障害がある被災者は、一般的な情報があっても、危険に対して理解・判断しにくく、危険に対して適切な行動が取りにくい状況に置かれがちです。
- ・外からみても分からない障害もあります。不思議と思われる行動をしている人がいたら、正面から「困ったことはないですか」等、話しかけて下さい。そして、その人の希望とペースに合わせた手助けをして下さい。
- ・障害のある女性は、ふだんから情報が届きにくく、声をあげることがさらに難しい、ニーズを出しにくい立場におかれています。
- ・介助や補助が必要な人や呼吸器をつけている人などのなかでも、特に女性は、生きる優先順位を自分でも低めがちです。平時の社会でも、人工呼吸器の装着が必要になった場合、女性のほうが男性より、呼吸器をつけて生きることを選ぶ人の割合が低いというデータがあります。
- ・女性の身の回りの介助、とくに着替え・トイレ・入浴は、女性による支援を徹底して下さい。

女性の身の回りの介助、とくに着替え・トイレ・入浴は、女性による支援を徹底して下さい。

- ・避難生活のなかでのトイレや着替え等女性のプライバシーを確保し、安全対策をとることが必要。
- ・避難生活のなかで性暴力がおこるおそれがあり、とくに障害をもつ女性は暴力から逃れるのが困難なことがある。性暴力の防止対策、被害があった場合の相談・支援体制を用意する。
- ・出典：DPI 女性障害者ネットワーク（2011）
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaika/ku/s_kaigi/k_32/pdf/s1-12.pdf

35

スライド 36

6. まとめ・質疑応答

- ・災害後の社会において性暴力が増える傾向にあり、その際に女性・子どもたち、障害者、性的マイノリティの方が性的搾取・虐待・ハラスメントの被害にあうリスクが増えます。
- ・災害現場で支援活動に従事する職員・ボランティアは常に支援対象者の尊厳を守り敬意をもって支援する義務があります。
- ・もしも被災者・支援対象者が性的搾取・虐待・ハラスメントの被害に遭っていることを知ったらその人たちの安全を守り適切な対応をすることが必要です。

スライド 37

PSEAHハンドブック

<https://www.japanplatform.org/PSEAH/lib/data/PSEAH-WG/PSEAH-Handbook.pdf>



子どもと若者のセーフガーディング

<https://www.worldvision.jp/news/works/japan/20200317.html>



37

参考資料

PSEAH（性的搾取虐待ハラスメントからの保護）のための具体的な組織・事業運営手順

参照:CHS ALLIANCE(202) PSEAH 性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護実践ハンドブック
<https://www.japanplatform.org/PSEAH/lib/data/PSEAH-WG/PSEAH-Handbook.pdf>

求人募集

- 組織が PSEAH を重視していることを求人告知に明記する
- 職歴に空白期間などがないか面接で確認する
- 面接で PSEAH についての理解があるかなどについて質問をする
- 以前の雇用主から、志望者の行状や行動に関する質問への回答を含む、最低 2 件の PSEAH に関するリファレンスを得る
- 調査が可能な場合は、犯罪歴の確認を行う
- 子ども、脆弱な大人と関わりをもつ業務には従事できない前科や解雇の経歴は決していないということを示す自己宣誓書を提出させることを検討する
- 新入職員が署名する契約書には、組織の PSEAH 方針と行動規範が含まれている
- IASC 組織間不正公表計画(Inter-Agency Misconduct Disclosure Scheme)への加盟を 検討する。*このスキームは関係機関の間で、新規雇用候補者に関して、前職での SEAH に 関する情報を体系的に確認し返答する仕組みである

新人研修・研修

- 新人研修では PSEAH に関する説明を行う。
- 職員全員が、性的搾取・虐待・ハラスメントのリスク・懸念を認識し対応できるよう、半日の PSEAH 研修を受ける
- 年に一度、PSEAH の再研修を受ける機会を設ける

業績考課管理

- 人事考課面談では、PSEAH への理解があるかを確認し、懸念を提起する機会も含める
- 業績考課では、価値観への努力または能力だけでなく PSEA 対策への貢献度も評価する

内部通報制度

報復の心配や恐怖なく、性的不正行為の懸念事項の通報を促す方針または手順がある

懲罰規定

- 性的搾取虐待ハラスメントは、懲罰規定の事由に該当し、解雇になり得ることが明確に契約書・規定・方針に記されている

プログラム立案の指針

- プログラム立案の指針は、より安全なプログラム実施のため、プログラムにおける性的 搾取・虐待・ハラスメントのリスクを特定し、軽減する内容を含める

リスク登録表

- 「リスク登録表」には組織が抱えるリスクを明確にし、それに SEAH のリスクも含める SEAH は他のリスクとは別のリスクに登録される
- SEAH のリスクについて管理/説明の責任と権限を持つ担当が任命される

提携・協力 団体との調整

- 提携・協力団体、調達業者、受託業者との全ての契約は、PSEAH に関する条項を含む
- 提携・協力団体の能力強化は、PSEAH 対策の実施能力を含む
- 提携・協力団体の監視モニタリングは、PSEAH 対策と SEAH 報告を含む

苦情・報告

- SEAH の報告を受けて対応するために、苦情対応メカニズムを策定する

■女性の視点に立った災害時支援について■

2005 年 神戸防災フォーラム 「災害と女性」～防災・復興に女性の参画を～アピール文より

1、防災・復興対策は国・性別・年齢・障がいのあるなしを問わず、人権尊重を基本にし、意思決定に女性を参画させ、女性の視点を取り入れること

- 防災や復興の諸事業には女性の知識と能力が不可欠であり、責任者として女性を登用する
- 女性の参画に関しては、達成時期や数値目標、それを具体化する方策を計画に明示する
- 専門的知識や女性のネットワークを利用すること 地域レベルで蓄積された知識や経験を活用する
- 救援・復興、回復に関わる機関が援助活動を行う際に、担当者にジェンダートレーニングを行う
- 救援活動や復興支援の現場に必要なに応じて女性を配置する
- 障がいを持つ人も利用できるよう、避難所となる学校などの施設はバリアフリー対策を整備しておく
- 住居を失って住居の確保が困難な被災者に対して、居住の権利を保障する
- 被災者支援や支援金の給付は世帯単位とせず、個人を単位とする
- 心とからだのケアなど被災女性のための相談窓口を開設し、女性の健康問題に取り組む

2、災害時に「女性に対する暴力（DV・性被害）」が増加することを予測し、防災や復興計画に以下のような「女性に対する暴力防止」を組み入れること

- 復興事業として、街の倒れた街灯は速やかに復旧工事を行い、夜間の街を明るくして、人々を犯罪から守り、女性たちを性被害から守るためにも特別警戒する
- 飲み水の浄化方法や消火方法と同様に男性がストレスからの暴力を家族に向けない様に広報する
- 電話・面接相談の開設や強かん救援センター、一時保護施設が通常施設以外にも用意される
- 性暴力被害者が責められることなく訴えることができ、支援されるシステムをつくる

3、避難所・仮設住宅の運営に必ず女性を参画させ、以下の点を考慮すること

- 性別に配慮した避難所の設計（授乳室、保育室、男女別更衣室・トイレなど）、救援要員への女性の参画、女性向け物資の備蓄、女性に配慮した避難所や相談窓口を被災マニュアルに盛り込んでおく
- 避難所内の警備やトイレを安全な場所に設置する等、女性や子どもを性被害から守るよう配慮する
- 避難所で調理室や洗濯場などが生活の場として利用できるように配慮する
- 避難所に女性のためのクリニックや助産師によるからだ相談を開設する
- 避難所における掲示物などに多言語または絵文字など、誰にでもわかる表現方法を使用する
- ボランティアの燃え尽きを防止するためにバックアップ体制を充実させる

4、乳幼児をかかえた母親に対する子育て支援を行い、児童虐待を防止すること

- 在宅・避難所を問わず妊産婦のための食べ物、健康管理の相談を開設する
- 妊婦検診や乳幼児健診・育児相談・支援が行われることで母親の不安を軽減させる

5、災害時に女性が仕事を失わないための施策や支援を行うこと

- 災害時には災害特別休暇（保育・介護のためなど）が男女ともに取得できるようにする
- 災害を理由に不当に解雇された女性に対する労働相談を速やかに開設する
- 母子家庭や離職した女性の生活再建のため、経済支援や雇用の創出を早急におこなう

6、その他マイノリティ女性のニーズに応じた支援を行うこと

- 女性の一人住まいなどが多い老朽化した住宅の補修工事に対する財政的支援を行う
- 在宅の被災者・障がい者・視聴覚障がい者にも情報や物資がもれなく届くよう配慮する
- 災害時、その後の被災者救済において、外国籍であるかどうか、在留資格の如何を問わず、被災者として扱う 出身地によって文化が異なるので、被災者のニーズに配慮した支援をおこなう
- 性的マイノリティの被災者のニーズに配慮した支援をおこなう

東京都防災ホームページ

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/006/100/280120/280120siryou4.pdf

家族、友人、知人が性暴力の被害にあったとき

大切な人が被害にあうと、家族や周囲の方もショックを受け、どのように対応してよいかわからなくなります。でも、みなさんは被害にあわれた方にとって、安心や信頼を与えることができる重要な方たちです。皆さんにできることがあります。

身近な人ができること

1. 被害者の安全を確保してください

被害場所にとどまっていたり、加害者に居場所や連絡先を知られていたりしないか確認してください。緊急の場合は、110番するなど、警察に連絡してください。

2. 「あなたは悪くない」と繰り返し伝えてください

被害者は、「私が悪かった」、「あのとき、気を付けていたら」、「あんな場所にいかなければ」等、自分を何度も責めたりします。「あなたは悪くない」、「あなたに落ち度も責任もない」と、繰り返し伝えてください。

3. 信じて話を聞いてください、気持ちを丁寧に聞き、そのまま受け止めてください

被害者の話は、あいまいだったり、つじつまが合わないと感じる場合もあります。それは、被害のショックで記憶がはっきりしない場合があるからです。また、周囲に心配をかけたくない、理解してもらえない等と思って、全て話せない場合もあります。まずは、否定したり、疑ったり、無理に聞き出したりしようとせず、被害者の話に、丁寧に耳を傾けてください。

4. あなた自身のこころとからだも気を配り、無理をしないでください

聞いたあなたもショックを受けて、つらくなったり、苦しくなることもあるかもしれません。あなたも自分だけで抱え込まずに、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター等に相談してください。

身近な人に気を付けてほしいこと

身近な人の言動により、被害者がさらに傷つくことがあります。つぎのような言動に気を付けて、接してみてください。

1. 自分の動揺した気持ちをそのまま被害者にぶつけない

「なぜそんなことになったのか」「聞いているだけでつらい、イヤな気分になる」等

2. 被害者の話を疑ったり、否定したりしない

「そんなことありえない」「あの人がそんなことするはずがない」等

3. 被害者の落ち度を責めない

「あなたも悪かった」「あなたが不注意だった」「～しなければよかった」等

4. 被害を軽いものとして扱ったり、無理に忘れさせようとしない

「たいしたことない」「早く忘れてしまえばよい」等

5. 被害者の意思や気持ちを大切にせず、よかれと思って一方的に助言したり・話を進めたりしない

「警察に相談すべき」「学校・仕事は辞めるべき」「～することにしたから」等

6. 安易に共感を示さない、励まさない、鼓舞しない

「あなたなら大丈夫」「絶対できる」「負けるな」「頑張れ」「あなたの気持ちわかるよ」等

内閣府 HP : https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html

相談所

内閣府 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html

東京都 名称 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター

「性暴力救援ダイヤルN a N a」

相談受付日時 24時間365日

相談電話番号・

メールアドレス 03-5607-0799

神奈川県 名称 かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」

相談受付日時 24時間365日

相談電話番号・

メールアドレス 045-322-7379

名称 男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル

（「かならいん」の相談の一部として運営しています。）

相談受付日時 火 16:00～20:00（祝休日、年末年始を除く。）

相談電話番号・

メールアドレス 045-548-5666